

町職員の任免や勤務条件などを公表します

◆競争試験(表2)
事務職、技術職、保健師、幼稚園教諭の採用試験(平成25年度採用分)を実施しました。合格者は事務職大卒4人、高短卒2人、技術職1人、保健師2人、幼稚園教諭1人で受験者数に対する競争倍率は、平均6.7倍となっています。

【表1】 職員の任免状況(単位:人)

区分	人数
任用	採用 10
	昇任 33
	降任 —
	転任 —
退職	定年 2
	勤奨 6
	自己都合 5

◆任免(表1)
採用は、競争試験を実施して行われます。24年度の採用者数は10人となりました。
昇任などは勤務成績の評定などを参考にし、内部に設置される任用・懲戒審査委員会での選考に基づいて決定されます。24年度は33人の昇任を行いました。
退職の内訳は、60歳到達による定年2人、早期勤奨6人、自己都合が4人、その他1人でした。

平成24年度における町の人事行政の運営状況について、お知らせします。これは、住民の皆さんに町職員の任用や競争試験、勤務時間、その他勤務条件などの情報を正しく知っていただくため公表するものです。

【表3】 勤務時間および休日

区分	内 容
勤務時間	▷勤務時間=午前8時45分～正午、午後1時～午後5時30分、1週間当たり38時間45分
週休日および休日	▷週休日=土曜日、日曜日▷休日=国民の祝日、12月29日～1月3日

◆勤務時間および休日(表3)
消防本部や図書館など本庁以外の勤務場所では、左表とは異なる勤務形態の場合があります。

【表2】 職員の競争試験の状況(単位:人)

区分		受験者数	合格者数	倍率
事務職	大卒	36	4	9.0
	高・短卒	11	2	5.5
	身体障がい者	3	0	—
技術職	土木	6	1	6.0
保健師		8	2	4.0
幼稚園教諭		3	1	3.0
計		67	10	6.7

一般職の職員数は、本年4月1日現在255人となり、24年度に比べ2人の減となりました。

【表4】 休暇など

区分	内 容
年次有給休暇	▷1暦年ごとに20日とし、次年に限り20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。
病気休暇	▷療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間。ただし、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合などを除き、連続して90日を超えない期間。
特別休暇	▷夏季休暇:5日 ▷産前休暇:出産予定日の8週間前の日～出産の日までの期間 ▷産後休暇:出産の翌日～8週間を経過する日までの期間 ▷親族の死亡:配偶者、父母、子=10日、祖父母=5日、その他=規則に定める範囲内の期間 ▷その他規則に定める休暇がある
介護休暇	▷配偶者、父母、子、配偶者の父母などで負傷、疾病または高齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合 ▷連続する2週間以上6カ月以下で必要な期間
育児休業	▷子が3歳に達する日までの期間

◆休暇など(表4)
24年中の年次有給休暇の取得実績は、1人当たり9.8日でした。病気休暇は、医師の診断に基づき取得できます。介護および育児休業は、仕事と家庭を両立するための法律に基づき制度化されたもので、24年中の育児休業取得者は2人、介護休業取得者はありませんでした。

【表5】 分限および懲戒処分

区分	種類	内 容
分限処分	降任 免職	▷勤務成績が良くないとき ▷心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき ▷上記のほか、その職に必要な適格性を欠くとき ▷廃職または過員を生じたとき
	休職	▷心身の故障のため、長期の休養を要するとき ▷刑事事件に関し起訴されたとき
懲戒処分	戒告 減給 停職 免職	▷地方公務員法などまたはこれに基づく条例、規則、規程に違反したとき ▷職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき ▷全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあったとき

◆分限・懲戒処分(表5)
24年度は、分限処分・懲戒処分を行った事案はありませんでした。

◆服務義務
職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で専念しなければならぬため、職員には様々な義務が課せられています。24年度服務義務違反により処罰された事件はありませんでした。



道の駅から、サイクリング♪

～レンタサイクル始めました!～



◆利用料金 (1台あたり) 1日=300円
時間貸(1時間)=100円

※別途保証金として1台につき200円(自転車返却時にお返しします)

◆利用時間 午前9時～午後5時

※道の駅いなわが営業時間内

◆貸出自転車 大人用3台、子ども用2台(子ども用ヘルメット2個)

◆利用の流れ 利用申込書記入 → 受付 → 料金の支払い(前払い) → 利用カードと自転車のカギを受け渡し → 自転車の利用 → 自転車の返却(保証金の返却)

※台数に制限があるため、貸し出しができない場合があります

▶問合せ 道の駅いなわが(☎767-8600)

道の駅いなわがでは、歴史街道をはじめ同駅周辺の見所をゆつくりと自転車に乗って散策していただけるよう、町と連携してレンタサイクルのサービスを始めました。
同駅周辺に点在する名所、旧跡や飲食店などをまとめた地図を参考に、「環境に優しく、健康にもおすすめ!」の自転車では、車で見るのと違って、景色や光景を身近に感じることができてみませんか!



6月9日(日)
文化体育館
(イナホール)

健康福祉まつり開催!

～豊かなふれあい・みんなニコニコ～

だれもが健康で、安心して暮らせる地域社会を目指し、住民相互の理解と交流を深めることを目的として開催します。

健康に関する各種コーナーに加え、地域の人たちとのふれあいも大切にした「健康」「福祉」「食」に関する楽しいイベントです。

◆健康チェック=骨粗しょう症検診(午前10時～200人、午後0時30分～200人)、まちの保健室(血圧・体脂肪測定、アルコールパッチテスト)、血管年齢・肺活量・足の裏健康測定、健康相談など

◆歯科検診=歯は健康の源!!

◆8020コンテスト=80歳になっても自分の歯を20本以上お持ちの人対象(表彰は敬老会)

▷受付時間 午前10時～午後2時30分

◆ウォーキングイベント=生活習慣病予防に、正しく歩こう!

▷受付時間など 午前10時から受付、同11時スタート

◆土鍋で炊いたごはんの試食をはじめとする食育イベント

▷試食時間 ①午前10時30分～ ②午後1時30分～(いずれも先着100人)

◆介助犬デモンストレーション・介助体験

▷出演時間 ①午前11時～ ②午後1時～ 各30分(デモンストレーション20分・体験10分)

◆介護予防体操=健康で自立した生活を送ろう!

▷出演時間 ①午前10時30分～ ②午後0時30分～ 各20分

◆すこやか体力検定=6種類の運動テスト(64歳以下は3種類)

▷実施時間 ①午前10時～正午=65歳以上(事前予約者・当日参加者) ②正午～午後3時=参

加希望者(6歳以上)

◆その他=各種団体(バザー・ゲーム・各種体験など)の出展、地元新鮮野菜・加工品販売(販売・バザーは売り切れ次第終了)



※詳しくは、6月6日の新聞折込みチラシまたは、町ホームページをご覧ください。(時間など変更の場合あり)

▶問合せ 健康福祉まつり実行委員会(福祉課内☎766-8701)

【表7】 福利厚生制度の状況

区分	内 容
共済組合	◎ 短期給付 ＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ▷保険給付＝療養給付、入院時食事療養費、特定療養費、高額医療費など ▷休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ▷災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 ◎ 長期給付 ＝老後の経済生活を支援するための給付 ▷退職共済年金＝組合員期間が1カ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり） ▷障害共済年金・一時金＝組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったとき支給 ▷遺族共済年金＝組合員または組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 ▷保健事業＝健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など ▷宿泊事業＝共済組合直営施設の利用助成 ▷貯金事業＝普通貯金の受入れ ▷貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など
	◎ 給付事業 ＝入院見舞金、家族医療費補助金、弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金、結婚祝金、入学祝品、生涯学習通信講座助成金など
互助会	

【表6】 職員研修の実施状況 （単位：人）

区分	受講延べ人数	主 た る 内 容
基本研修	80	新規採用職員研修、職員1部研修、組織マネジメント研修など
特別研修	483	人権研修、勤務評価と面談研修、メンタルヘルス研修など
派遣研修	39	行政法研修、民法研修、政策法務研修、海外派遣研修（バララット市）など
OA研修	24	文書作成、表計算、情報セキュリティ研修など
町政調査研修	7	地域コミュニティ推進に係る共同の方法論および実践的推進プランについて、ふるさと振興事業・健康長寿について、小学校跡地利用・防災対策について、ペレット製造施設について
自主研修	3	ケアマネージャー資格取得、新任職員のための財政基礎実務など
計	636	

◆**公務災害補償**
職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などは、地方公務員災害補償法に基づきその補償を受けることができます。

◆**福利厚生制度（表7）**
職員の保健その他厚生に關して適用されている共済制度は、地方公務員等共済組合法によって兵庫県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。
また、職員は一般財団法人兵庫県市町職員互助会へ加入し、福利厚生の実を図っています。

◆**勤務成績の評価**
職員の勤務成績を正しく評価し、その結果に基づいて身分の取扱いを決定するため、職員一人ひとりの勤務成績を評価しています。

◆**職員研修（表6）**
高度化、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、毎年度職員研修計画を策定し、勤務能率の発揮および増進に努めています。24年度は、延べ636人が研修を受講しました。

◆**措置要求・不服申立て**
職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、適当な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して申し立てをすることができます。
同委員会はこれらの要求や処分が適当であるか審査し、必要な場合は勧告・指示することができるとの独立した機関です。
24年度公平委員会に対する勤務条件に關する措置要求、不利益処分に關する不服申立てはありませんでした。
以上のほか、職員数の詳細や給与に關する公表は、町ホームページに掲載していますので参照ください。また、本年度の給与の公表は、本年12月号に掲載する予定です。

問合せ
総務課
☎766・8708

平成24年度下半期

歳入・歳出の状況などをお知らせします

【表1】 平成24年度一般会計・特別会計歳入歳出予算の執行状況（単位：万円）

会計区分		現計予算額	収入済額	支出済額	収支の差引
一般会計		99億2,589	89億2,946	80億1,623	9億1,323
特別会計	国民健康保険	32億4,068	30億8,610	29億9,286	9,324
	介護保険	18億3,090	17億6,950	16億5,765	1億1,185
	後期高齢者医療保険	5億3,170	5億2,921	4億6,744	6,177
	農業共済	3,723	1,728	1,375	353
	奨 学 金	262	325	227	98
	小 計	56億4,313	54億 534	51億3,397	2億7,137
合 計		155億6,902	143億3,480	131億5,020	11億8,460

この公表は、住民の皆さんに町の収支の状況をお知らせすることで、財政運営について理解を深めていただき、町政へのご協力とご意見をいただくこと、毎年6月と12月に行っているものです（平成25年3月31日現在）。

町債は国や銀行などからの借入金

で、基金は特定の目的などに使うための貯金です。それぞれの平成25年3月末現在高は、町債が68億5,256万円で住民1人あたりでは約21万円、基金が57億2,487万円で住民1人あたり約18万円となっています。

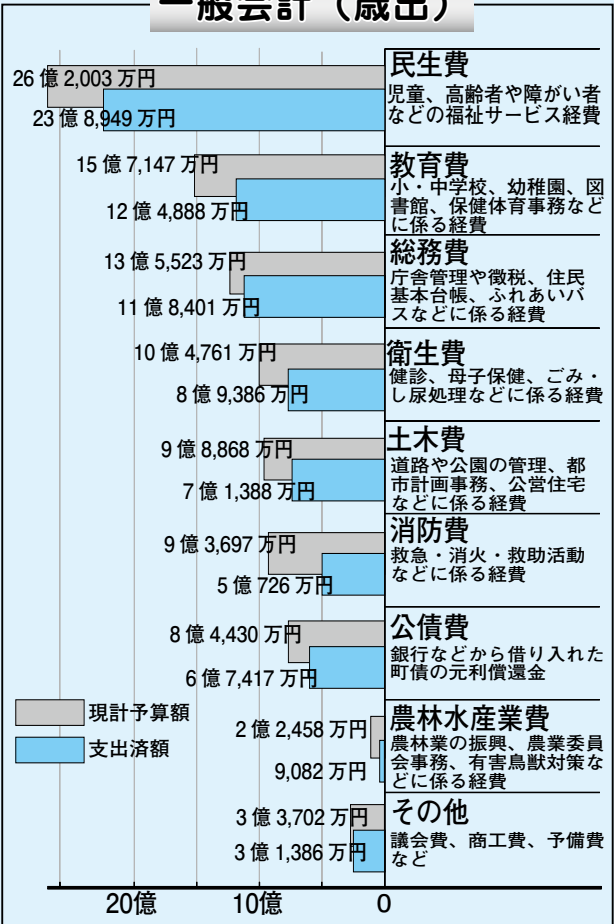
また、一会計年度内において、現金が不足した場合に借り入れる一時借入は、行いませんでした。

住民1人あたりの額（一般会計）

収入されたお金…27万8,358円
使われたお金 …24万9,890円
町債の残額 …21万3,615円
基金の残額 …17万8,462円

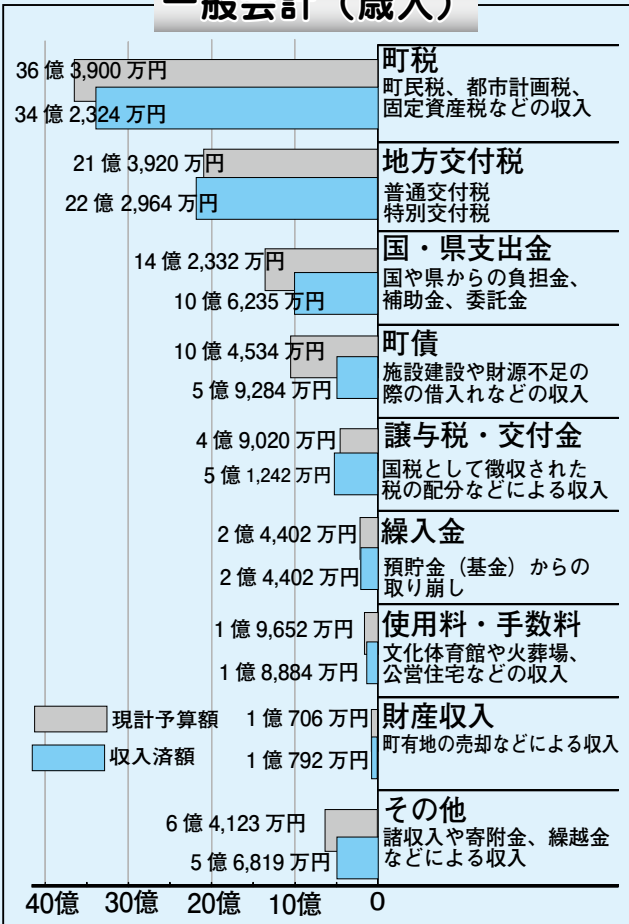
問合せ 企画財政課 ☎766－8711

【図3】 一般会計（歳出）



《特別会計》主な特別会計の支出済額は、表1のとおりで国民健康保険特別会計29億9,286万円（同92.4%）、介護保険特別会計16億5,765万円（同90.5%）、後期高齢者医療保険特別会計4億6,744万円（同87.9%）となっています。

【図2】 一般会計（歳入）



《一般会計》町の基本的な業務を行うための会計で、その収入済額は89億2,946万円、現計予算に対し90.0%の収入割合となっています。その主な内訳は、図2のとおりです。
《特別会計》特定の事業を行う場合に一般の歳入、歳出と区分して経理する必要がある会計で、執行状況は表1のとおりです。
主な特別会計の収入済額は、国民健康保険特別会計が30億8,610万円（同95.2%）、介護保険特別会計17億6,950万円（同96.6%）、後期高齢者医療保険特別会計5億2,921万円（同99.5%）となっています。